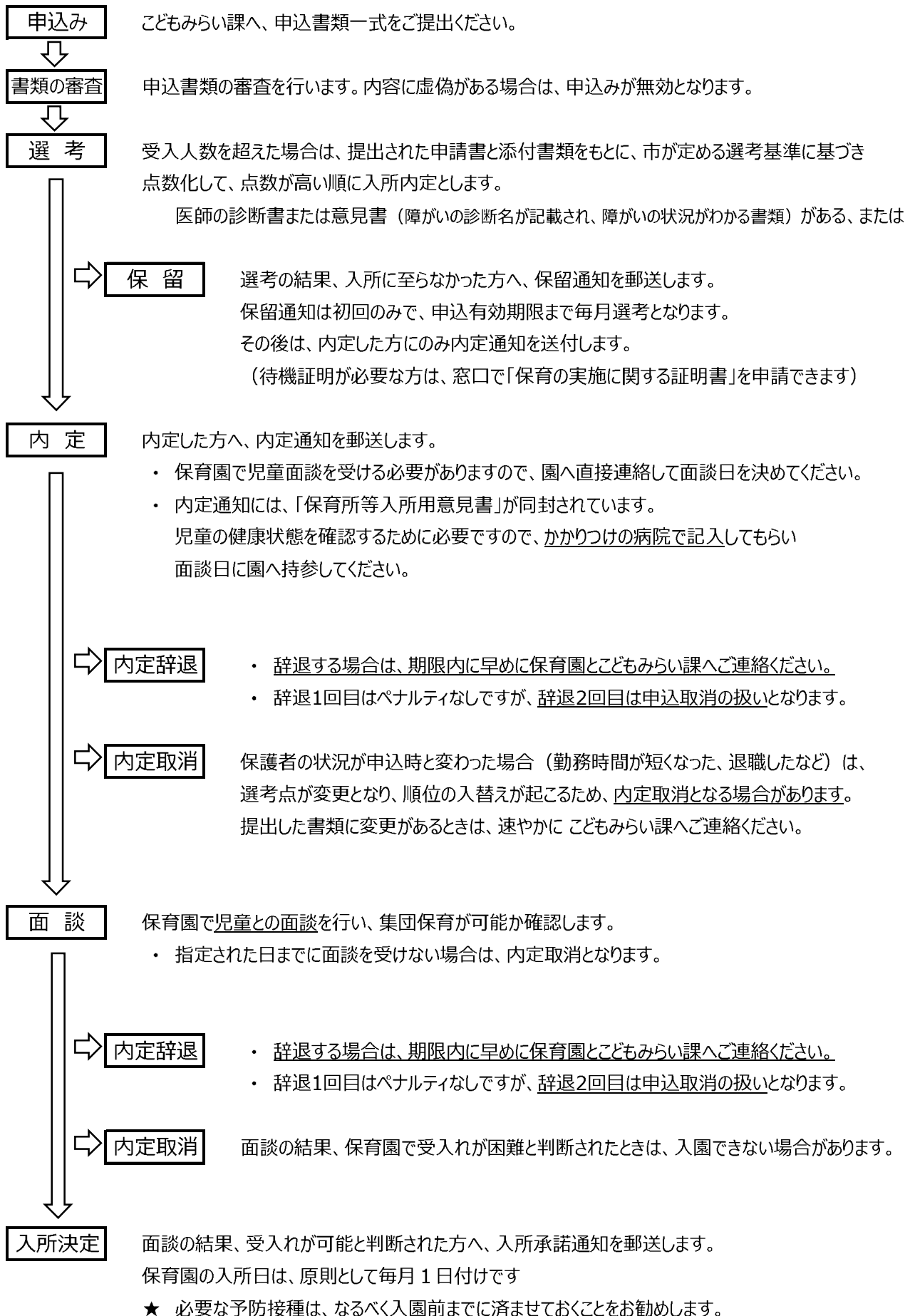


## 選考方法と内定時期



★ 現況確認について

入所後も保育の必要性を確認するため定期的に現況確認（保育の必要性の確認）を行いますので、就労証明書等の要件書類の提出をお願いすることがあります。

また、現況確認以外でも、保護者の「保育を必要とする理由」に変更があった際は要件書類の提出が必要になります。

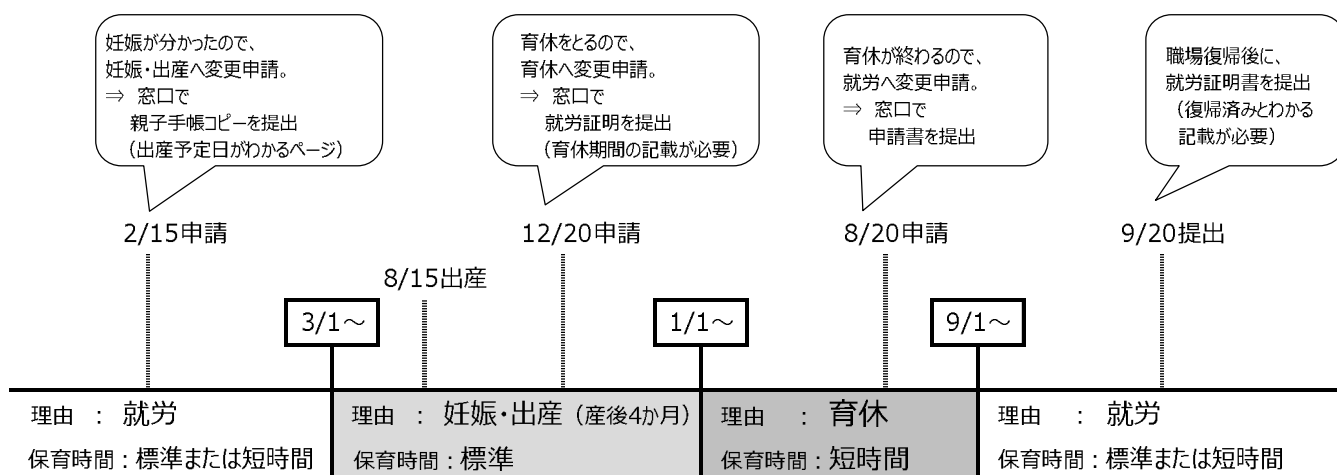
★ 「保育を必要とする理由」に変更があった場合

窓口で変更申請が必要です（保育時間も変わる場合があります）。

変更は申請月の翌月から適用となります。

変更があった際は速やかにこどもみらい課にてお手続きください。

例) 第1子が保育園に在園しており、2月に母の妊娠が分かって、8月に第2子を出産し、第2子が満1歳になるまで育休をとった場合



変更申請に必要な書類は要件によって異なります（P.8参照）。

メモ

